

ID: 183

担当部署: 産業課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例 第7条 第1項		
例規番号	平成29年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び第8条並びに高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例施行規則愛3条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 クリエイターズ・デパートメントを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、クリエイターズ・デパートメントの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第3条第3号から第7号までに規定する創業支援施設の使用期間は、2年以内とする。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) クリエイターズ・デパートメントの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) その他町長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(使用者の要件)</p> <p>第3条 条例第3条第3号から第7号までに規定する創業支援施設(以下「創業支援施設」という。)を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、要件の一部を変更することができる。</p> <p>(1) 高根沢町内で、創業しようとする者又は新たな事業分野に進出しようとする者であること。</p> <p>(2) 条例第1条に規定するクリエイターズ・デパートメントの設置目的に照らし、中心市街地の賑わい創出に関する活動等を実施すること。</p> <p>(3) 市町村税に滞納がないこと。</p> <p>(4) 週4日以上営業すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める募集要項で定める要件を備えていること。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日

